

# 令和6年度第1回公共交通勉強会

(自家用有償旅客運送の制度改正・自家用車活用事業)

神戸運輸監理部兵庫陸運部  
輸送部門

令和6年7月26日

- 地域の公共交通リ・デザイン実現会議のとりまとめについて (R6. 5. 17)
- 自家用有償旅客運送(「公共ライドシェア」)の運用改善について (R6. 4. 26 他)
- 自家用車活用事業(「日本版ライドシェア」)について (R6. 3. 29)
- 道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて (R6. 3. 1)

# 地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ概要(R6. 5. 17)

## 検討の背景・必要性

- 人口減少に伴う病院の統廃合・移転、学校の統廃合等のほか、高齢者の免許証の自主返納等により、日常生活における「移動の問題」が深刻化
  - 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在
  - 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界
- 関係府省庁が連携し、交通の「リ・デザイン」と社会的課題の解決に向け、一体的な検討が必要

### 地域公共交通の状況

<将来の人口増減状況>	<路線廃止の状況>	<ドライバー数の状況>	<居住地域に対する不安(地方部)>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の約半数の地域で人口が50%以上減少(2050年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス：約2万kmの路線が廃止(2008年度→2022年度)</li> <li>・鉄軌道：約589km、17の路線が廃止(2008年度→2022年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合バス：約129%減少(2019年度→2021年度)</li> <li>・タクシー：約159%減少(2019年度→2021年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通が威力自動車に奪取できないと生活できない：約40%</li> <li>・徒歩圏内のコンビニ、スーパー、病院などの施設が少ない：約30%</li> </ul> <small>(※2017年国勢調査と国勢調査推計値)</small>

## 地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

A：交通空白地など	B：地方中心都市など	C：大都市など	D：地域間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難</li> <li>⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との重複による需要の分散がみられ、将来的に公共交通の持続性が課題</li> <li>⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足）</li> <li>⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口減少等が進む中、広域での社会経済活動の活性化が重要</li> <li>⇒ 幹線鉄道ネットワークの機能強化等の取組について地域の実情に応じて検討</li> </ul>
<p><b>連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要</b></p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用（道路運送法78条2号関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が主体となった取組みが各地で進展中</li> <li>・道路運送法に基づく地域公共交通会議について、運営手法の柔軟化を検討</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用（道路運送法78条3号関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日より取組開始</li> </ul> </li> </ul>	

## 連携・協働の推進に向けた環境整備

環境の醸成		取組の実装			
<p><b>政府共通指針の策定</b></p> <p>政府一体として、「地域交通を再構築（リ・デザイン）していくための多様な関係者による連携・協働に係る指針」（仮称）を策定し、全自治体に取組を働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体における交通部局及び関連部局との連携推進</li> <li>● 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用</li> <li>● 自家用有償旅客運送の積極的な活用</li> <li>● 地域の輸送資源の活用推進</li> </ul>	<p><b>各分野の指針・通知の策定</b></p> <p>各分野の送迎について、地域住民の混乗、公共交通への委託・集約、空き時間の活用等を推進するための事項を明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;教育・子育て・スポーツ分野&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールバス</li> <li>● 放課後児童クラブの送迎</li> </ul> </li> <li>&lt;介護・福祉分野&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービス事業所等の送迎</li> </ul> </li> <li>&lt;医療分野&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>● へき地患者輸送車の送迎</li> </ul> </li> <li>&lt;分野共通&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画</li> <li>● 送迎活用等に係る道路運送法の取扱い</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>カタログ化による支援</b></p> <p>連携・協働のプロジェクト例について、データ・支援措置を交えてカタログ化</p>	<p><b>法定協議会※のアップデート</b></p> <p>多様な関係者が参画し、喫緊の課題へ機動的に対応できる司令塔機能の強化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な関係者の協議会参加</li> <li>● モニタリングチーム(自治体と事業者等)</li> <li>● デジタル活用による運営効率化等</li> </ul> <small>※地域の実情に基づいて設置される協議会</small>	<p><b>地域公共交通計画のアップデート</b></p> <p>データを活用し、可視化された課題に先手先手で地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「モデルアーキテクチャ(標準構造)」に基づくシンプルで実効的な計画策定</li> <li>● 移動に関わるデータ(人口・施設動向、交通サービス、潜在需要等)の作成・共有・活用等</li> </ul>	<p><b>施策のアップデート</b></p> <p>新たな制度、技術も活用し、地域公共交通計画に位置付ける施策の充実・強化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用有償旅客制度、自家用車活用事業の活用</li> <li>● 新技術・デジタル技術の活用</li> <li>● 貨客混載の推進</li> <li>● モビリティハブの機能強化</li> <li>● 交通事業者の共同経営</li> <li>● エリア一括協定運行</li> </ul>
<p><b>都道府県によるサポート(中小市町村との連携・協働)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リ・デザイン (実証運行、新技術等先導)</li> <li>○ デジタル (データ共有・活用の推進)</li> <li>○ ヒト&amp;プレイス (人材育成、ネットワークの場)</li> </ul>			<p><b>国によるサポート</b></p> <p>伴走体制の構築</p>		

## 取組の加速化

多様な分野との連携・協働等による取組を、アップデートされた地域公共交通計画・協議会等のもと、意欲的・先行的に行う自治体について、関係府省庁による重点的な支援を行う取組を検討

## 継続的な連携・協働の取組の確保

連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、KPIを位置付けたうえで、定期的に進捗状況のフォローアップを実施

KPI	目標年次：2027年度	デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間)
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数 100</li> <li>✓ 他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数 100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自動運転移動サービスの活用に取り組む箇所数 100</li> <li>✓ AIオンデマンド交通の活用に取り組む自治体数 500</li> <li>✓ 自家用有償旅客運送に取り組む団体数 1,000</li> </ul>	

## 今後の課題として提示された意見

- 地域の交通事業者の集約・統合
- 国と自治体の役割分担
- 地域の実情に応じた自動運転の実装のあり方
- 地域交通の維持のための財源負担のあり方
- 鉄道における自然災害への対応

- 教育 子育て → スクールバス  
放課後児童クラブの送迎(発出済)
- 介護 福祉 → 介護サービス事業所の送迎
- 医療 → へき地患者輸送車の送迎
- 農泊 → 農泊の推進における移動手段の確保(発出済)
- 共通 → 自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画(発出済)  
送迎活用等に係る道路運送法の取扱い

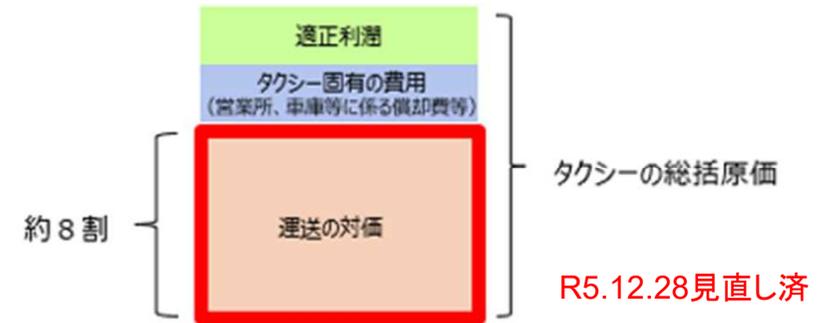
「時間帯による空白」の概念の取込み

- 「交通空白地」の目安を数値で示すとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



「対価」の目安の見直し

- 対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記



株式会社が参画できることの明確化

- 交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

- 宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



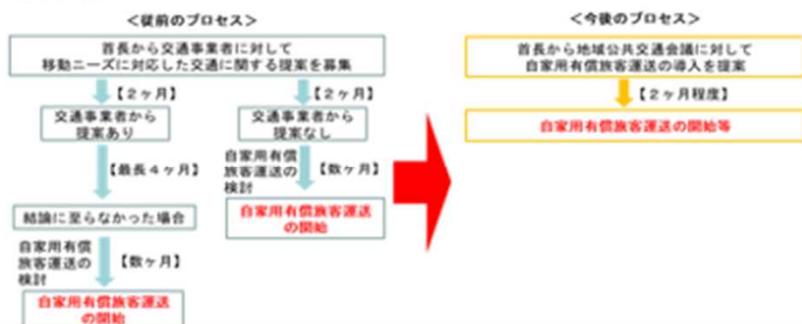
道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

2号 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

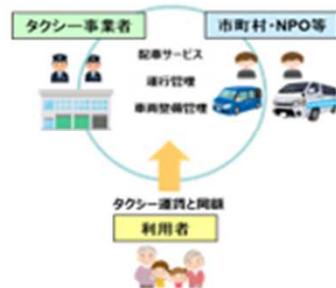
## 地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



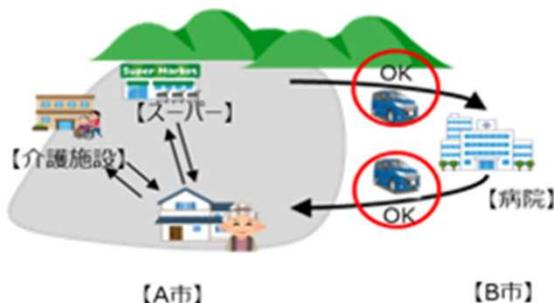
## タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営(タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供)が可能であることを通達上明記



## 運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記



## ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記

- ① 通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
  - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
  - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

- 地域の交通事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、**農業協同組合 (JA)、商工会、RMO、観光協会等の多様な主体**の協力を得て、**地域における移動手段を確保する仕組み (自家用有償旅客運送制度)**の活用が考えられます。

## 移動手段を提供する体制

(運送主体)	市町村、NPO法人、一般社団法人（観光協会等）、農業協同組合、商工会、RMO 等 ※ 自ら運送主体となることができない株式会社等（日本郵便、宿泊施設等）も、車両や運転手等を運送主体に提供することにより、運送に協力・参画することが可能です！
(使用車両) (ドライバー)	自家用車（白ナンバー） 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等（講習時間は130分（交通空白地有償の場合））

## 運送の対価

タクシーの**約8割**を目安に、運賃の収受が可能です。

## 登録要件

- ① 安全体制を確保すること（運行管理・整備管理の責任者の選任等）。
- ② 自治体が主催する地域公共交通会議において、**地域の関係者**（※）における協議が調うこと。  
（※） 地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体等

## 活用可能な支援措置の一例

- 共創・MaaS実証プロジェクト(※) | 補助率500万円まで定額、500万円を超える分は2 / 3 等  
（※） 自家用有償運送の運送に際し、官民共創、交通事業者間共創、他分野共創により取り組む場合

## その他

自家用有償旅客運送サービス提供時等の事故の賠償をカバー（対人・対物）する**保険加入により、リスク軽減**を図ることが可能。



# 自家用車活用事業(「日本版ライドシェア」:道路運送法第78条3号)(R6. 3. 29)

## (新たな制度創設に向けた議論、制度の内容)

- タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度(自家用車活用事業)を創設
- 本制度の創設に当たっては、以下の点が議論され、これを踏まえて、下記のとおり許可基準を措置
  - ・有償での旅客運送においては、①車やドライバーの安全性、②事故時の責任、③適切な労働条件といった観点に留意することが大前提
  - ・需要の急激な上昇時に、タクシーを補完する機能を加えることが効果的
  - ・供給過剰に陥らないよう留意することが不可欠

## 【許可基準】

- ・対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
  - タクシーが不足する地域等や不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること
- ・資格要件
  - タクシー事業の許可を受けていること
- ・管理運営体制
  - 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること
  - 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること
- ・損害賠償能力
  - タクシー事業と同等の任意保険(対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上)に加入していること

### 道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。  
 3号 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

## (自家用車活用事業の展開)

- 令和6年4月、東京、神奈川、愛知、京都でサービス提供開始
- 札幌、仙台、埼玉、千葉、大阪、兵庫、広島、福岡の不足車両数を公表、多くのタクシー事業者が実施意向を表明
- 大都市部以外の地域においても、軽井沢町の申し出により、令和6年4月よりサービス提供開始(令和6年5月現在、この他25営業区域で実施意向あり)



▲出発式



▲自家用車の点検整備



▲一般ドライバーの遠隔点呼(デジタル技術の活用)

R6.5.15交通政策審議会自動車分科会中間とりまとめ資料より



- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

## 目次

- ①無償運送について
  - 新たに実費の対象として保険料・車両借料を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
  - 商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
  - ツアーやガイドに付随して運送が可能であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
  - 実費の収受が可能であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
  - 会費で行う運送サービスが可能であることを明記しました。

# ①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

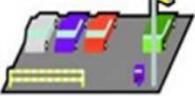
○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

## 謝礼の支払い

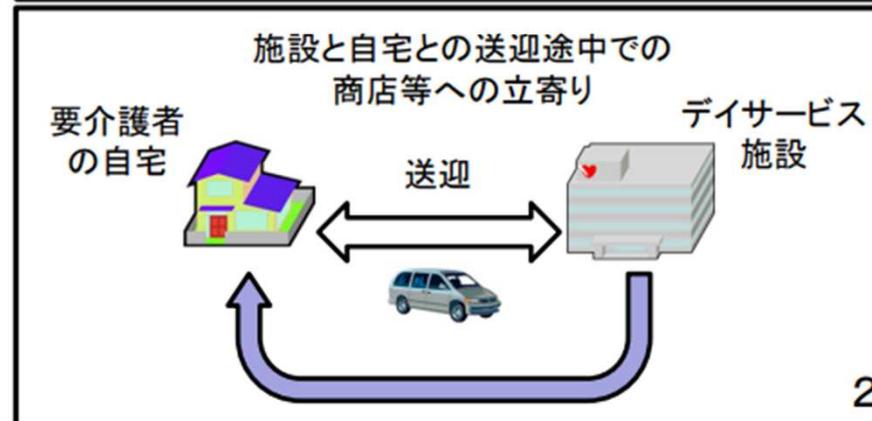
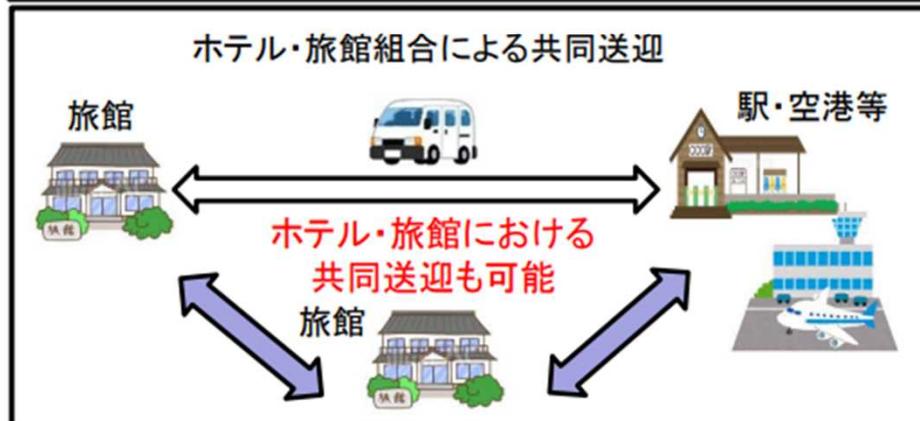
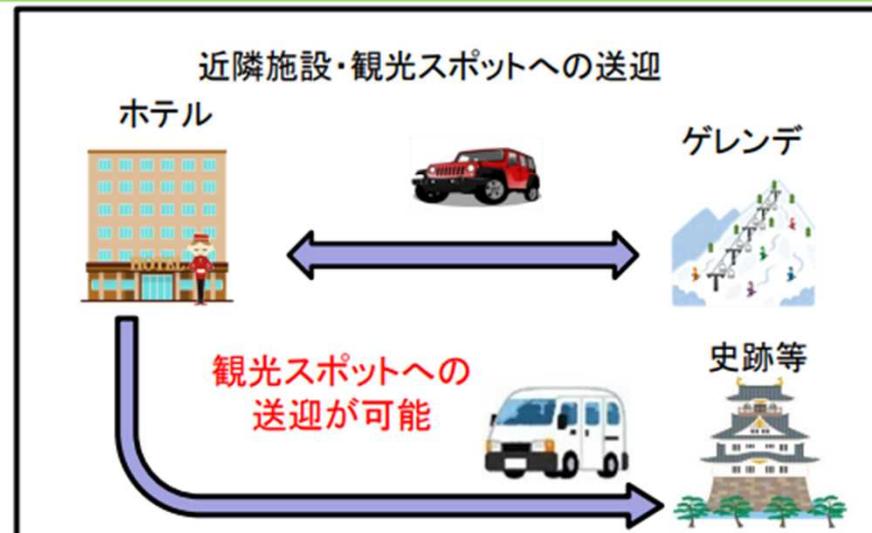
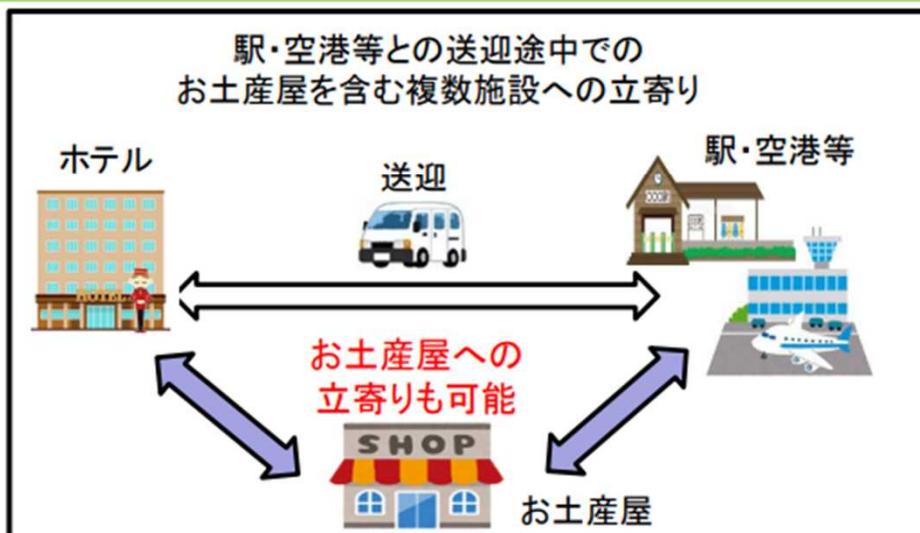


## 実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

- ①ガソリン代等の燃料費 
- ②有料道路使用料 
- ③駐車場代 
- ④移動サービス専用保険料 
- ⑤運送を行うために発生した車両借料 

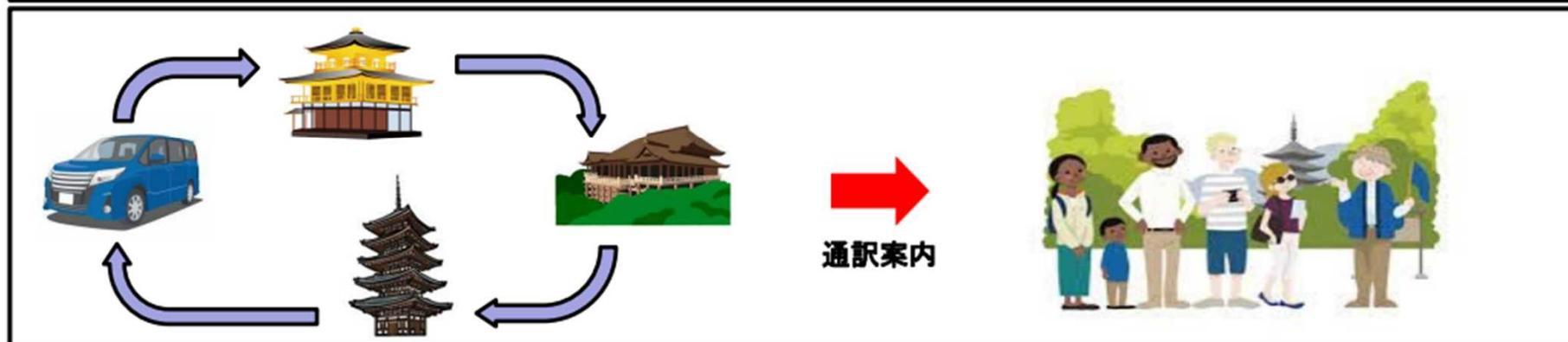
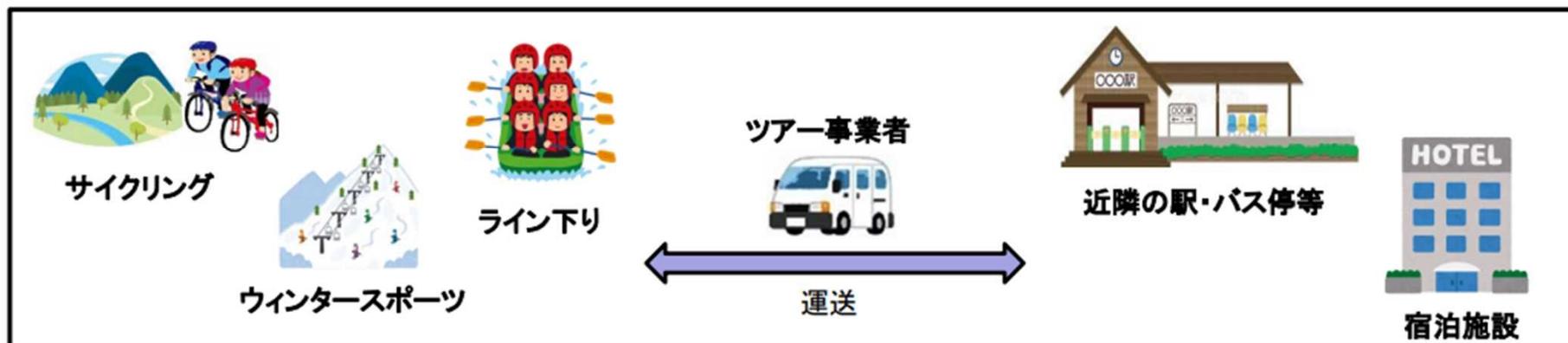
## ② 宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。



### ③ ツアー & ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

## ④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

### この場合の実費について

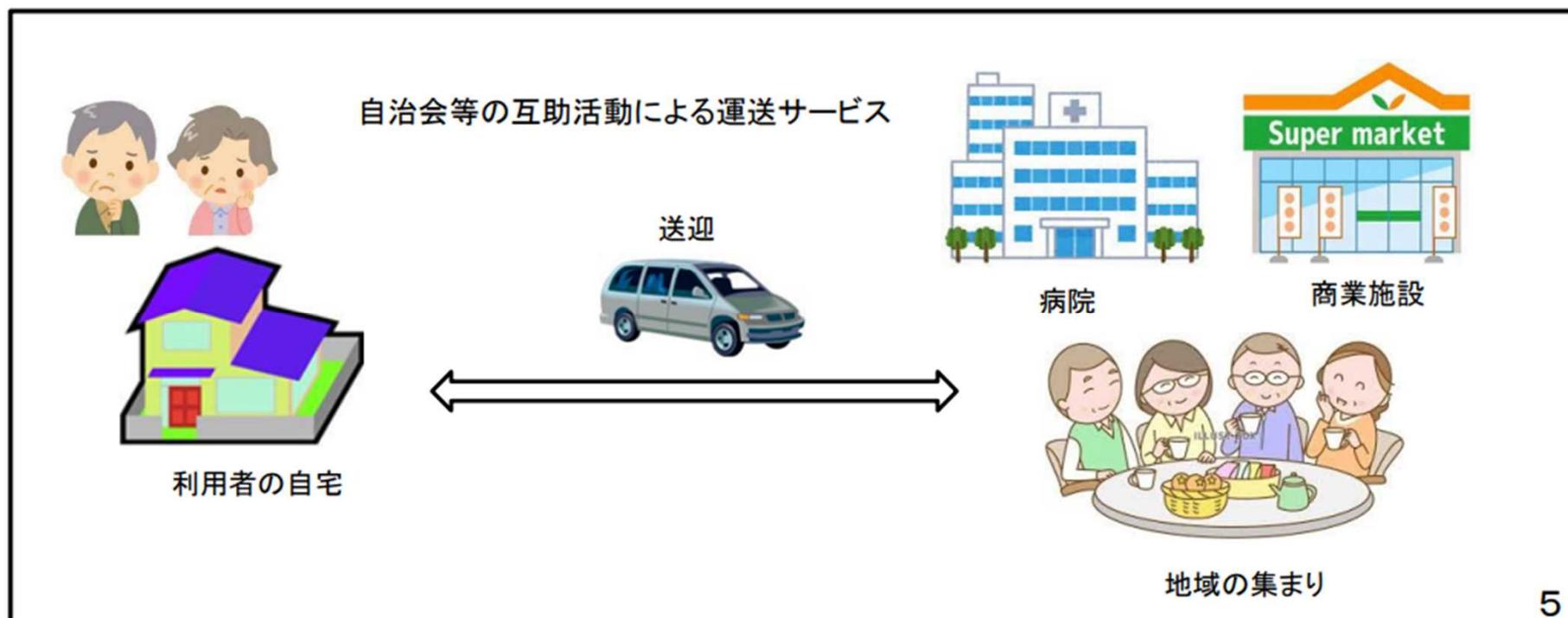
1ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

## ⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
  - ①会費で車両を調達すること
  - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
  - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)



- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を設置する。
- 当該本部のもと、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みを進める。

## 国土交通省「交通空白」解消本部

### 目的

- **地域の足対策**  
全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。
- **観光の足対策**  
主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

### 構成員

- 本部長** 国土交通大臣
  - 本部長代行** 副大臣及び大臣政務官
  - 副本部長** 事務次官、技監及び国土交通審議官
  - 本部員** 官房長、公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、観光庁長官、地方運輸局長等
- ※事務局：総合政策局 公共交通政策部門、物流・自動車局及び観光庁

## 取組事項とスケジュール

- ①日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体（約600※）への伴走支援 → 約600自治体においてタクシー等を利用可能に  
※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体
- ②主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援 → 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に  
R6.9 特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施/準備されていることを目指す→公表  
R6.12 上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施/準備されていることを目指す →公表
- ③「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及  
R6.9 バージョンアップ 第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等）  
R6.12 バージョンアップ 第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃料金の多様化等）

※解消本部に課長級の幹事会を設置し（毎月開催）、定期的に報告・議論

不明な点は遠慮なく  
ご相談ください

神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門

神戸市東灘区魚崎浜町3-4-2  
TEL：078-453-1104